

## 土地改良事業関係補助金交付要綱

昭和31年8月13日付け31農地第3966号

最終改正 平成27年2月3日付け26農振第1732号

各 地 方 農 政 局 長  
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
北 海 道 知 事  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
各 都 道 府 県 知 事  
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長

殿

農 林 水 産 事 務 次 官

第1 農林水産大臣は、農業生産基盤の整備を図るため、土地改良事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号、以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する土地改良事業等に要する経費は、別表の事業等の欄に掲げる事業又は事務に要する経費とし、その事業等の区分、事業等又は補助対象事業の区分、採択基準等及び補助率は、当該各欄に掲げるとおりとする。

第3 法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先に提出する。  
なお、その提出部数は、正副2部とする。

2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。

別表(第2の表)

事業等	事業等又は補助対象事業の区分	採択基準等	補助率		摘要
			都府県	北海道	
(1) 都道府県が行う農道整備事業	1 基幹農道整備事業	農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るための重要な路線の農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であつて、受益面積がおおむね50ヘクタール(振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)、過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。))又は半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。))において行うものにあつては、おおむね30ヘクタール)以上、車道幅員がおおむね4メートル(沖縄県、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島(北海道、沖縄及び奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。振興山村又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、おおむね3メートル)以上)であり、かつ、その総事業費が1億円以上であるもの。	<p>(1) ア 当該補助事業費の50%</p> <p>イ 水源地域対策関連事業にあつては、アの規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(2) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)に基づき決定された明日香村整備計画に基づく事業にあつては、当該補助事業費の3分の2</p> <p>(3) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の85%</p> <p>(4) ア 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>イ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の3分の2</p> <p>(5) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%</p>	当該補助事業費の55%	
	2 一般農道整備事業	次に掲げる一に該当するもの。 (1) 農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であつて、受益面積がおおむね50ヘクタール(振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、おおむね30ヘクタール)以上で総事業費が5千万円以上であり、かつ、全幅員がおおむね4.5メートル(特別豪雪地帯(豪雪地帯特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された区域をいう。以下同じ。))、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜地帯(受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地域を除く。))をいう。以下同じ。))において行うものにあつては、おおむね4メートル)以上であるもの。 (2) 樹園地を主体とした農用地若しくは野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地(以下「野菜指定産地」という。))における畑地(畑作に転換した水田を含む。))を主体とした農用地(以下「野菜指定産地における畑地」という。))又は田畑輪換を行う水田地帯の農用地(以下「田畑輪換を行う水田地帯」という。))において行う農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行うライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であつて、受益面積が(1)の条件に適合し、かつ、次に掲げるもののうち農道網の整備に必要なもの。 ア 総事業費及び全幅員が(1)の条件に適合する幹線農道 イ 全幅員がおおむね3メートル以上である支線農道 ウ 全幅員がおおむね2メートル以上である末端耕作道	<p>(1) ア 当該補助事業費の50%</p> <p>イ 水源地域対策関連事業にあつては、アの規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の85%</p> <p>(3) ア 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>イ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、アの規定にかかわらず、当該補助事業費の3分の2</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%</p> <p>(5) 採択基準等の欄(3)の事業にあつては、(1)から(4)までの規定にかかわらず、当該補助事業費の50%</p>	当該補助事業費の55%	

	<p>4 農村環境計画の策定</p>	<p>農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知）第2及び農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生畜第2231号・24農振第2092号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙5の第2に掲げる事業に該当するもの。</p>	<p>当該補助事業費の50%</p>	<p>当該補助事業費の50%</p>
<p>(12) 都道府県、市町村及び農業者団体が行う農業基盤整備促進事業、市町村及び農業者団体が行う農業基盤整備促進事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業</p>	<p>1 定額助成 (1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道 (6) 農用地の保全 (7) 調査・調整</p>	<p>農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）第2の別表の区分の欄の1に掲げる事業に該当するもの。</p>	<p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖繩県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60%（但し、鹿児島県が事業実施主体となつて行うものうち、水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものにあつては当該補助事業費の65%、畑地帯において行うものにあつては当該補助事業費の2/3） (4) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%</p>	<p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%（但し、北海道が事業実施主体となり、畑地帯において整備を行うものにあつては、当該補助事業費の52%） (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%</p>
	<p>2 定額助成 (1) 田の区画拡大 (2) 畑の区画拡大 (3) 暗渠排水 (4) 湧水処理 (5) 末端畑かんがい施設</p>	<p>農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）第2の別表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄に掲げる(1)又は(2)の事業に該当するもの。</p> <p>農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）第2の別表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄に掲げる(3)又は(4)の事業に該当するもの。</p> <p>農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）第2の別表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄に掲げる(5)の事業に該当するもの。</p> <p>農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）第2の別表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄に掲げる(6)の事業に該当するもの。</p> <p>農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）第2の別表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄に掲げる(7)の事業に該当するもの。</p>	<p>定額 定額 定額 定額 定額</p>	<p>定額 定額 定額 定額 定額</p>
<p>(13) 都道府県が行う農業水利施設保全合理化事業、市町村、土地改良区等</p>	<p>1 農業水利施設等整備事業</p>	<p>農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる事業に該当するもの。</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖繩県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村、土地改良区等</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村、土地改良区等</p>

平成 年度〇〇事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長（別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先） 殿

都道府県知事（補助事業者代表者） 氏 名 ㊟

平成 年度において下記のとおり 円の交付を申請する。 を実施したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱により

記

- 1 事業の目的
  - 2 収支予算書（別紙第1のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第2のとおり。）
  - 3 経費の配分及び事業計画の概要（別紙第3のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第4及び別紙第5のとおり。）
  - 4 事業の完了予定 平成 年 月 日
  - 5 添付書類
    - (1) 都道府県又は市町村の補助金交付規程又は要綱
    - (2) 定款、寄付行為又は業務方法書等の規約
    - (3) 資産及び負債に関する事項を記載した書類
    - (4) 収支予算（収支決算）に関する事項を記載した書類
- (注) 1 この申請書は、直接補助事業及び間接補助事業ごとに区分して、それぞれ作成すること。
- 2 補助金交付規程は、団体営事業及び草地畜産基盤整備事業のうち都道府県知事が認める事業指定法人が行う事業（以下「公社営事業」という。）のみ添付すること。
  - 3 全国土地改良事業団体連合会、直接補助事業を行う都道府県土地改良事業団体連合会、直接補助事業を行う土地改良区等及び公営団体の場合にあつては5の(2)から(4)に関する書類を添付すること。
  - 4 計画変更及び実績報告の場合にあつては、これらに変更があつた場合のみ添付すること。
  - 5 草地畜産基盤整備事業にあつては、都道府県の条例又は規則を添付すること。

別紙第1

収 支 予 算 書

区 分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区等費	備考
〇〇事業工事費	円	円	%	円	円	円	
△△△地区							
◇◇◇地区							
☆☆☆地区							
計							

(注) 草地畜産基盤整備事業にあつては、「土地改良区等費」欄を、「その他」欄に読み替えること。

予算議決（又は予算議決予定）平成 年 月 日